

坂部が丘中央公園遊具施設製作・設置業務委託

プロポーザル（公募型）実施要領

1. 目的

近年、坂部が丘団地周辺では、国道1号北勢バイパスが開通し、都市機能が向上する一方、団地は造成から50年以上が経過し、人口減少・少子高齢化が進み、団地内に点在する小規模公園は利用が見込めなくなっている。その中で、現在、ストック再編事業として団地内4箇所の既存公園を廃止・縮小し、団地中央部に地域のイベント開催や集いの場となる坂部が丘中央公園を新規整備している。

そこで本業務は、新設公園である坂部が丘中央公園内に公募によって魅力的な遊具や四阿、テーブル・ベンチなどの休養施設を設置することにより、地域の賑わい創出を図るとともに、坂部が丘団地内の子育て世代の定住を図り、多世代の住む団地へ再生することを目指すものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

坂部が丘中央公園遊具施設製作・設置業務委託

(2) 発注方式

本業務は、企画・提案により製作・設置業務の請負候補者を特定した上で、遊具及び休養施設の設計・製作及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の業務である。

(3) 業務概要

①遊具設計・製作	一式
②遊具設置業務（基礎含む）	一式
③休養施設の設計・製作	一式
④休養施設の設置業務（基礎含む）	一式
⑤公園施設整備	一式

※本業務では遊具及び休養施設について企画・提案募集を実施し、公園施設整備については、設計図面通りに施工すること。

(4) 期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

(5) 場所

三重県四日市市坂部が丘三丁目地内 坂部が丘中央公園（新設公園）

(6) 設置スペース

設置位置及び面積は別紙計画平面図の通りであるが、公園利用者の利便性を最大限に考慮することとし、現地調査の結果、より良い設置場所がある場合は提案することも可とする。

(7) 予定価格（上限額）

50,006,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(8)ー1 設置予定遊具・休養施設（企画・提案対象）

大型複合遊具（部分的にインクルーシブな視点を有する） 1基以上

健康遊具（説明板付） 5基以上

四阿（テーブル、ベンチ含む） 1棟

パーゴラ 1基

テーブル、ベンチ等 設置数量については提案による（1基以上）

（別添業務委託仕様書の「5. 業務の概要（3）公園遊具の求める機能」及び「5. 業務の概要（4）休養施設の求める機能」参照のこと。）

(8)ー2 公園施設整備

石灰ダスト舗装 800m²

公園施設整備 一式（別紙設計図面参照）

(9) 遊具仕様

①対象年齢は、主として幼児・小学生（3～12歳）の利用を想定した遊具とする。

②使用材料等については、木製の部材を用いないものとする。構造材はステンレスやアルミ、スチールのメッキ加工及び焼付仕上げを、また地際部分の腐食対策を施すなど、遊具の維持管理の軽減、長寿命化を目指した材料の使用や加工を施すことが望ましい。

③（一社）日本公園施設業協会 団体生産物賠償責任保険加入製品とする。

④（一社）日本公園施設業協会 SP表示認定企業による製品とする。

⑤国土交通省 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」に準拠すること。

⑥（一社）日本公園施設業協会 「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」に対応する製品とする。

(10) 休養施設仕様

①擬木や擬石、木製など様々な使用材料が考えられるが、特に制限は設けず長寿命化を目指した材料の使用や加工などの工夫が施されていること。

②（一社）日本公園施設業協会 団体生産物賠償責任保険加入製品とする。

③（一社）日本公園施設業協会 SPL表示認定企業による製品とする。

(11) 実施形状

公募型プロポーサル方式

3. 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとし、要件を満たさない場合は、選定の対象外とする。参加要件の基準は実施要領の公表日とする。ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は失格とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②プロポーザル実施要領公表の日から契約締結の日までにおいて、四日市市から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ③建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- ④破産法（昭和16年法律第75号）第30条に基づく破産手続き開始の決定がなされていないこと。
- ⑤民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと。又は第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑦会社法（平成17年法律第86号）第514条に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。
- ⑧一般社団法人 日本公園施設業協会に加盟している事業者であり SP 認定企業であること。
- ⑨平成22年度以降で請負金額2千万円以上の複合遊具の製作・設置実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。なお、共同企業体として有する実績については、当該共同企業体に対する出資比率が20%以上である場合に限り認める。
- ⑩四日市市請負工事入札参加資格者名簿に登載されている者で「とび・土工・コンクリート工事」の業種について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者であること。
- ⑪参加申込者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にある一般社団法人 日本公園施設業協会技術資格認定制度の公園施設製品安全管理士を配置できること。
- ⑫参加申込者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にある主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。）または監理技術者（建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技

術者講習修了証の交付を受けているもの）を有する者を配置できること。

4. 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望される事業者は、公募型プロポーザルへの参加申込が必要です。なお、参加申込受付期間を過ぎての申し込みは受け付けません。

(1) 受付期間及び提出方法

①受付期間：令和7年6月11日（水）～令和7年6月18日（水）

（当日消印有効）

各日とも土・日曜日および祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで

②提出方法：持参または書留郵便

③提出先：〒510-8601

三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部 公園緑政課

TEL：059-354-8197 FAX：059-354-8404

E-Mail：kouenryokusei@city.yokkaichi.mie.jp

(2) 提出書類

①参加意向申出書（様式1）

②誓約書（様式5）

③配置予定技術者届出書（様式7）

④同種の業務又は工事实績の件名、請負金額、施工場所、受注形態、工期、発注機関、業務又は工事概要、完了が確認できる資料、または工事实績情報システム（CORINS）に基づく「登録内容が確認できる書類」の写し

⑤参加資格審査結果通知書（様式2）及びプロポーザル関係書類提出要請書（様式3）送付用として宛先を明記した角2封筒（返信用140円切手貼付）

⑥プロポーザル参加者と製造業者が異なる場合にはSP表示可能製品、SPL表示可能製品であることを確認するために製造業者がSP認定企業、SPL認定企業であることを証明できる書類を提出すること

(3) 参加資格審査結果通知書・プロポーザル関係書類提出要請書送付

参加意向申出書（様式1）を提出した者について、担当部署において応募資格について書類審査を行い、参加資格審査結果通知書（様式2）を送付します。なお、参加申込者の資格要件を満たしている者には、あわせてプロポーザル関係書類提出要請書（様式3）の送付を行います。

5. 提案書の提出

- (1) 受付期間：令和7年6月30日（月）～令和7年8月8日（金）
（当日消印有効）
各日とも平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出先：〒510-8601
三重県四日市市諏訪町1番5号
四日市市役所 都市整備部 公園緑政課
TEL：059-354-8197 FAX：059-354-8404
E-Mail：kouenryokusei@city.yokkaichi.mie.jp
- (3) 提出方法：
 - ・持参または書留郵便による。
 - ・持参による提出の受付時間は、土・日曜日および祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、提出先まで届けるものとする。
- (4) 提出書類：
 - ①提案書（様式4）※イメージ図添付可
 - ②工程計画表
 - ③委託費内訳書（見積書）（様式8）
 - ④その他補足説明資料
- (5) 提出部数：
 - ★提案書（様式4）は、複数にわたる場合、左上1箇所をホッチキス等で留めてください。
 - 正本（会社名の記載あり）1部及び副本6部（会社名の記載なし）
 - ★委託費内訳書（見積書）（様式8）は、会社印を押印した正本を1部提出
- (6) その他：

提案書を提出されない場合は、その理由を記載して提案書提出期限までに届け出てください。

6. 質問等

質問は、質問書（様式6）により提出すること。

- (1) 受付期間
 - ①参加申込に関する質問
令和7年6月11日（水）から令和7年6月18日（水）まで
 - ②提案書作成に関する質問
令和7年6月30日（月）から令和7年7月11日（金）まで
※①、②いずれも土・日曜日および祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時

15 分まで

(2) 提出先：四日市市役所 都市整備部 公園緑政課

(3) 提出方法：持参または FAX、電子メールとする。

FAX：059-354-8404

E-mail：kouenryokusei@city.yokkaichi.mie.jp

(4) 回答方法：「9. プロポーザルの日程（一部予定を含む）」の日程通り HP に掲載する。

なお、質問書の着信確認については、その都度お互いに行うこととする。

※個別回答は行わない。

7. 現地視察

現地視察が必要な場合は、参加申込者が自由に行うことができる。

8. 審査・選定

(1) 審査方法

① 参加申込者が提出した提案書等について、「提案書審査基準」（別紙 1）に基づき評価を行う。

② 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数で競うものとする。

※プレゼンテーション及びヒアリング時の補足資料は、パソコン、液晶プロジェクター等の投影装置を用いたもののみ使用できるとし、紙資料の配布は認めない。

(2) 審査委員会

プロポーザル提案者の中から製作・設置業務の受託候補者を特定するための審査は審査委員会が行う。

ア 審査委員会は、評価された点数を基に、総合評価点の多い順に順位を決定し、最多得点のプロポーザル提案者を業務受託候補者とし、第 2 位を次点候補者とする。ただし、業務受託候補者となり得る評価点数は 100 点満点中 60 点以上とする。

(3) 審査結果等の通知・公表

審査結果等については、プロポーザル審査結果通知書（様式 9）をもって提案者に通知するとともに、四日市市ホームページに掲載する。

審査結果の通知・公表（予定）：令和 7 年 8 月 26 日（火）

(4) 審査結果等に対する説明

上記(3)の通知を受けた者は通知をした翌日から起算して 5 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により、市長に対して審査結果等に対する説明を請求することができる。

また、請求に対する回答については、請求期限の翌日から起算して 10 日（土曜日、日

曜日及び祝日を除く）以内に、書面により回答する。

9. プロポーザルの日程（一部予定を含む）

1.プロポーザル（公募型）実施要綱の公表 （四日市市ホームページに掲載）	令和7年 6月11日（水）
2.参加申込受付期間	令和7年 6月11日（水）から 令和7年 6月18日（水）まで
3.参加申込に関する質問書受付期間	令和7年 6月11日（水）から 令和7年 6月18日（水）まで
4. 3.に対する回答の掲載期間	令和7年 6月19日（木）から 令和7年 6月24日（火）まで
5.参加資格審査結果通知書・プロポーザル 関係書類提出要請書送付	令和7年 6月27日（金）まで
6.提案書の受付期間	令和7年 6月30日（月）から 令和7年 8月8日（金）まで
7.提案書作成に関する質問書受付期間	令和7年 6月30日（月）から 令和7年 7月11日（金）まで
8. 7.に対する回答の掲載期間	令和7年 7月17日（木）から 令和7年 7月24日（木）まで
9.審査（プレゼンテーションあり）	令和7年 8月22日（金）
10.最終審査結果の通知・公表（予定）	令和7年 8月26日（火）
11.業務委託契約の締結（予定）	令和7年 8月29日（金）

10. 契約の相手方の決定

- (1)「8. 審査・選定」において特定した業務受託候補者から見積書を徴し、四日市市契約施行規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (2)業務受託候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から契約の交渉を行う。

11. 著作権および提出書類等の取扱い

(1) 著作権

提出された提案書、提案目的物の概要図および構造図の著作権は、それぞれプロポーザル提案者に帰属するものとする。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用したプロポーザル提案者に全て帰するものとする。

(2) 提出書類等

市は、本プロポーザルに関する公表、展示およびその他市が必要と認めるときに、提案者の承諾を得ずに提案書が無償で利用できるものとする。

1 2. 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加申込者の負担とする。

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者は失格とする。

- (1) 「3. 参加申込者の資格要件」を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) この要綱に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (5) その他本要綱に違反すると認められる場合

1 4. その他

- (1) 市は、業務受託候補者の審査・選定を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 本件に係る情報公開請求があった場合には、四日市市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) この業務の契約が成立するまでの間において、業務受託候補者が「1 3. 失格事項」に該当することになった場合は契約を締結しない。
- (6) 契約締結後、受託業者名を公表する。

1 5. 問い合わせ先

〒510-8601

三重県四日市市諏訪町 1 番 5 号

四日市市役所 都市整備部 公園緑政課

TEL : 059-354-8197 FAX : 059-354-8404

E-Mail : kouenryokusei@city.yokkaichi.mie.jp